

お知らせ



お手続きの期限にご注意ください

児童手当が拡充されます

☎ 住民課 住民年金係

☎ 65・3301

(金額は月額)

POINT!



拡充のポイント

- ① 高校生年代まで支給期間を延長
- ② 所得制限の撤廃
- ③ 第3子以降の手当額を3万円へ増額
- ④ 第3子以降の算定に含める子を22歳まで延長
- ⑤ 支給月を隔月(年6回)へ変更

	現状 (令和6年9月分まで)		拡充後 (令和6年10月から)	
0~2歳	1万5,000円		1万5,000円	
3歳~小学生	1万円	第3子以降 1万5,000円	1万円	第3子以降 3万円
中学生	1万円		1万円	
高校生	なし		1万円	
支給回数	年3回(2・6・10月)		年6回(偶数月)	
多子加算の算定対象	18歳に到達した年度末まで		22歳に到達した年度末まで(※)	
	所得制限あり		所得制限なし	

※監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をし、かつその生活費を負担している場合

申請が必要 なる人

- ① 所得上限限度額超過により児童手当・特例給付の支給対象外の人
- ② 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童のみを養育している人
- ③ 高校生年代以下の児童を養育している人で、大学生年代(18歳に達した年度末から22歳に達した年度末まで)の子に対して経済的負担があり、大学生年代以下3人以上の子を養育している人
- ④ 町外に居住の高校生年代の児童(住民票が町外)を養育している人

注意：手続きは保護者(生計中心者)の住民票のある市町村にて行ってください。また、保護者が公務員の場合は、今回の制度改正に伴う手続きは勤務先となります。詳細は勤務先へ問合せください。

手続きの期限：10月31日(木)まで (最終提出期限：令和7年3月31日)

10月31日(木)までにお手続きのない場合、令和6年10月・11月分の児童手当の支払いは令和6年12月ではなく、令和7年1月以降となります。
最終提出期限を過ぎた場合は、令和6年10月分にさかのぼって手当を支給・多子加算の適用はされません。 手当の支給・多子加算の適用は、認定請求書や確認書などを町にて受付した月の翌月からになります。



▲手続きに必要な書類等、詳細については桂川町HPをご覧ください。

問合せ・申請

住民課 住民年金係 ☎ 65・3301